

講演会（7月10日）

「2007年農業法：新しい政策方向？」

ケンタッキー大学社会科学
ラリー・バーマイスター教授

アメリカにおいては、現在、2007年農業法案が議会において検討されているが、これまでの農業法との相違、政策的な背景、主要論点、今後の見通し等について報告頂いた。

まず、過去の農業法との相違について次のようにいうことができる。

1996年農業法は、共和党主導の「規制緩和」議会のもとで、補助金の大幅な改革と将来的な廃止が盛り込まれたが、その背景には当時の高い穀物価格という状況があった。96年農業法は「改革」を目指すものであった。これに対して2002年農業法は、その「反動」ともいえるべきもので、生産に連動した補助金および直接支払いを導入することで補助金支出が増大した。これは当時の穀物価格が低迷していたことによるものである。また、上院で民主党が多数を回復したことで民主党の意向（環境保全政策等）が反映された農業法であった。

2007年農業法をとりまく政治的な状況を先の農業法と比べるならば、今回は選挙年ではないこと、穀物価格が高い状況にあること、WTOに対する関連が強く意識されていること、多額の財政赤字を抱えていることといった政治状況のもとで、ある意味で大きな改革をしやすい環境といえる。

ただし、新たなプログラムを導入することは、現下の財政赤字の状況のもとでは、農業法内での支出配分を変更せずには実現できず、品目別の補助金の削減なしには導入することができない。

なお、農業法に関しては農務省から法案が提案されているものの、アメリカにおいては法律をつくるのは議会の役割であり、こうした行政機関からの提案は助言的役割にとどまるものである。また、法律の検討プロセスは、上下両院の委員会および本会

議での法案検討および両院協議会での調整を経るものであるが、それぞれの段階で大幅な変更が加わる可能性もあり、最終的な内容になるまでは紆余曲折が予想される。また、民主党のなかには、現在の下院農業委員会が大幅な改革に否定的で、現農業法の継続的な法案を支持していることに反対を唱える議員も存在する。

2007年農業法をめぐる政策的な論点について、整理した。

第1に、大規模農家に多額の補助金が集中する補助金システムに対する批判。第2および第3に、なぜプログラム作物とよばれる特定の作物だけに補助金が支出されるのか、換言すれば野菜や果実の生産に対して補助金を出すことで、より望ましい食生活を政策的に誘導することができるのではないかという疑問。第4に農業政策により消費者が得られるメリットとして、低価格な食料というだけではなく、より望ましい環境という観点を政策的にもっと考慮すべきではないかということ。第5に、作物によるエネルギー生産がフードシステムや環境にどのような影響を与えるのか、もっと幅広い観点から考慮すべきであるということ、などを挙げることができる。

最後に報告者の観点から、新農業法の内容について、次のようなことが盛り込まれると予想される。

第1に作物プログラムによる補助金は、受給額の上限設定などにより、若干削減されるであろう。第2に保全関連プログラムはやや増額されるのではないか。第3に砂糖などの特別な作物に関する補助金は議論が多いところであるが、最終的な結論はなかなか出ないであろう。第4にバイオフューエルに関しては新しい補助金によるテコ入れがなされるであろう。

また、この農業法の中では移民政策などについては扱われていないが、野菜・果実・畜産業などにとって大きな問題である。こうした面も含めて、新農業法のもつ影響についてグローバルな観点から注意深く検討していく必要がある。

（文責：立川雅司）